

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6  
(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)に掲げる手術

令和5年1月から令和5年12月までの間に行った手術実績

区分1に分類される手術	件数
ア 頭蓋内腫瘍摘出術 等	0
イ 黄斑下手術 等	0
ウ 鼓室形成手術 等	0
エ 肺悪性腫瘍手術 等	12
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0
区分2に分類される手術	件数
ア 靭帯断裂形成手術 等	1
イ 水頭症手術 等	0
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術 等	0
エ 尿道形成手術 等	1
オ 角膜移植術	0
カ 肝切除術 等	7
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術 等	7
区分3に分類される手術	件数
ア 上顎骨形成術 等	0
イ 上顎骨悪性腫瘍手術 等	0
ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	1
エ 母指化手術 等	0
オ 内反足手術 等	0
カ 食道切除再建術 等	2
キ 同種死体腎移植術 等	2
区分4に分類される手術	41件
その他の区分に分類される手術	件数
ア 人工関節置換術	65
イ 乳児外科施設基準対象手術	0
ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	47
エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術	0
オ 経皮的冠動脈形成術	4
「急性心筋梗塞に対するもの」	0
「不安定狭心症に対するもの」	1
「その他のもの」	3
経皮的冠動脈ステント留置術	29
「急性心筋梗塞に対するもの」	11
「不安定狭心症に対するもの」	6
「その他のもの」	12